平成28年第2回定例会

中空知広域水道企業団議会定例会議事録

平成２８年第２回中空知広域水道企業団議会定例会

平成２８年１１月２９日（火）　滝川市役所１０階議会議場

午後１時２８分　　開　会
午後３時０８分　　閉　会

〇議事日程

日程第１	会議録署名議員指名	
日程第２	会期の決定	
日程第３	行政報告	
日程第４	報告第１号	専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合規約の変更）
日程第５	報告第２号	定期監査報告について
日程第６	報告第３号	例月現金出納検査報告について
日程第７	報告第３号	平成２７年度決算に係る資金不足比率について
日程第８	議案第１号	中空知広域水道企業団職員の分限及び懲戒に関する条例
日程第９	議案第２号	中空知広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
日程第１０	認定第１号	平成２７年度中空知広域水道企業団水道事業決算
日程第１１		一般質問

〇出席議員　　１２名

１番　清水雅人	２番　山本正信	３番　田村　勇
４番　小野保之	５番　柴田文男	６番　飯澤明彦
７番　辻　勲	８番　増山裕司	９番　小黒　弘
10番　川野敏夫	12番　森山　務	13番　大矢雅史

〇欠席議員　　１名　　11番　本田加津子

〇説明員

企業長	前田康吉	副企業長	善岡雅文
副企業長	村上隆興	参与	千田史朗
監査委員	宮崎英彰	監査委員	中野浩二
企業局長	川本　滋	監査事務局長	加藤孝昭
営業課長	配野英夫	工務課長	植村一義
滝川営業所長	山崎智弘	砂川営業所長	岩﨑賢一
歌志内営業所長	柴田一孔	奈井江営業所長	大津一由
工務課副主幹	児玉利数	営業課副主幹	江末孝之
工務課副主幹	吉尾一彦	営業課主査	桜井国彦
営業課主査	高草木　敦		

〇会議事務従事者　議会事務局長　金子和史
事務局書記　伊藤雄樹

◎開会・会議宣言	開会時間午後１時２８分
○議　　長	ただいまより、平成２８年第２回中空知広域水道企業団議会定例会を開会いたします。
○議　　長	ただいまの出席議員数は１２名であります。 欠席の申し出は本田議員であります。 よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
○議　　長	発言は、質問席で行い、討論は演壇で行うことといたします。
○議　　長	日程第１　「会議録　署名議員指名」を行います。会議録署名議員は、議長において４番　小野議員、９番　小黒議員を指名いたします。
○議　　長	日程第２　「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。 今定例会の会期は、本日の１日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
○議　　長	異議なしと認めます。よって、会期は本日の１日間と決定いたしました。
○議　　長	ここで、４月１日付発令の企業団監査職員及び企業団職員の紹介がありますので、暫時休憩いたします。 （川本企業局長より職員紹介）
○議　　長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
○議　　長	日程第３　「行政報告」を行います。行政報告を求めます。 （企業長挙手）
○議　　長	企業長。
○企　業　長	本日、平成２８年第２回中空知広域水道企業団議会定例会を招集させていただきました。議員の皆さまにご出席をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。 行政報告でございますが、詳細につきましては、お手元に資料として配布いたしております印刷物をお目通しいただきたいと思いますが、３点につきまして、口頭でご報告させていただきます。 １点目は、水道水の供給状況でございます。平成２８年２月分から１０月分までの有収水量につきましては、４６１万９千８５５立方メートルとなり、平成２７年における同期間の有収水量と比較いたしますと９９．４％となってお

	ります。 　２点目は、水道メーター受信器破損事件についてでございます。滝川市内において４月初旬、遊戯銃の玉とみられるＢＢ弾によって水道メーター受信器液晶表示窓が壊される事件が相次いで発見されたため、滝川警察署に被害届を提出したところであります。 　被害台数は延べ１３台となりましたが、警察への通報による巡回強化、滝川市教育委員会を通した市内小中学校への指導、その他行政機関との連携による監視体制の強化、滝川市の広報などによる注意喚起を行ったほか、報道機関により新聞・テレビ等のニュースとして取り上げられた結果、その後の被害報告はされておりません。 　３点目は、赤平市に対する給水支援活動についてでございます。連続して北海道へ上陸した８月の台風の影響で、赤平市浄水場の取水ポンプが故障し、一部地域が断水したため、給水支援活動を行ったところであります。 　当企業団には大きな被害はなかったものの、今回の台風による被害は全道各地に及んでいることから、これを他山の石として、危機管理マニュアルの再確認や日水協をはじめとする関連団体との連携強化に努めたいと考えております。 　口頭での報告につきましては以上でございますが、本議会における報告及び認定等につきまして、後ほどご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
○議　　長	これより質疑に入ります。質疑ございますか。 　　（なしの声あり）
○議　　長	質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
○議　　長	これをもちまして、行政報告については、報告済といたします。
○議　　長	日程第４　報告第１号　「専決処分について」を議題といたします。
○議　　長	説明を求めます。 　　（川本企業局長挙手）
○議　　長	局長。
○川本企業局長	ただいま上程されました、報告第１号「専決処分」について、ご説明申し上げます。 　この処分につきましては、地方自治法第２８６条第１項の規定に基づき、北空知学校給食組合の解散脱退、並びに、本文の一部表現の変更及び別表を改めることに伴い、規約を変更したいとするものであります。 　次の頁の本文に参ります。

	北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約でございます。 先程、趣旨を申し上げましたとおり、本文の一部表現の変更並びに別表の改正を行いたいとするものでありますので、お目通しをお願いいたします。 また、附則といたしまして、この規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。 当該組合規約の変更は、６月３０日が議決期限であるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法１７９条第１項の規定に基づき、専決処分を行い、同条第３項の規定に基づき本議会に報告し、ご承認を求めるものでございます。なお、専決処分年月日は平成２８年６月１０日でございます。 以上、報告第１号の説明とさせていただきます。 ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。
○議　　長	これより質疑に入ります。　質疑ございますか。 （なしの声あり）
○議　　長	質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
○議　　長	これより討論に入ります。討論ございますか。 （なしの声あり）
○議　　長	討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
○議　　長	お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ありませんか。 （なしの声あり）
○議　　長	異議なしと認めます。よって、報告第１号は承認することに決しました。
○議　　長	日程第５　報告第２号　「定期監査報告について」を議題といたします。
○議　　長	説明を求めます。 （宮崎監査委員挙手）
○議　　長	宮崎監査委員。
○宮崎監査委員	地方自治法第１９９条第４項の規定に基づきまして、中空知広域水道企業団の定期監査を行いましたので、同条第９項の規定により、その結果を報告いたします。監査の対象、監査の範囲、監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますのでお目通し願います。監査の結果につきましては、おおむね適正に執行又は管理されていると認められましたが、所属に対する講

	評において一部に改善検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務において支払い遅延利息の表記が誤っていること、及び施行決定起案者と検査員が同一であることなどについて指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましては、その都度直接事務担当者に是正又は適正な処理方を指導いたしましたので、その内容は省略いたします。 　以上で、報告第２号　「定期監査報告」を終わります。
○議　　長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございますか。 　　（なしの声あり）
○議　　長	質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
○議　　長	報告第２号　「定期監査報告について」は、報告済といたします。
○議　　長	日程第６　報告第３号　「例月現金出納検査報告について」を議題といたします。
○議　　長	「例月現金出納検査報告について」は、監査委員より別途配布の報告書のほか、特に説明がない旨の申し出がありました。
○議　　長	これより質疑に入ります。質疑ございますか。 　　（なしの声あり）
○議　　長	質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
○議　　長	報告第３号　「例月現金出納検査報告について」は、報告済といたします。
○議　　長	日程第７　報告第４号　「平成２７年度決算に係る資金不足比率について」を議題といたします。
○議　　長	説明を求めます。 　　（川本企業局長挙手）
○議　　長	局長。
○川本企業局長	ただいま上程されました、報告第４号「平成２７年度決算に係る資金不足比率」についてご説明申し上げます。 　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第２項に基づき算出した資金不足比率について、同条第１項の規定により、別紙の監査委員の審査意見を付して報告するものでございます。

	平成２７年度決算における資金不足比率はマイナス４４．１％であり、資金不足の発生はなく、本比率は該当いたしません。 以上、報告第４号の説明とさせて頂きます。 ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
○議　　長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございますか。 （なしの声あり）
○議　　長	質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
○議　　長	報告第４号　「平成２７年度決算に係る資金不足比率について」は、報告済といたします。
○議　　長	日程第８　議案第１号　「中空知広域水道企業団職員の分限及び懲戒に関する条例」を議題といたします。
○議　　長	提案理由の説明を求めます。 （川本企業局長挙手）
○議　　長	局長。
○川本企業局長	ただいま上程されました議案第１号「中空知広域水道企業団職員の分限及び懲戒に関する条例」についてご説明申し上げます。 本条例は、地方公務員法の規定に基づく職員の意に反する降任、免職及び休職の手続きなどの分限について、さらには職員の懲戒について定めるものであり、改正地方公務員法において勤務成績の評定が削除され、新たに人事評価が規定されたことなどにより、その手続等について明確に規定する必要がありますので、旧条例を一本化いたしまして、本条例を制定したいとするものでございます。 第１条は、この条例制定の目的を規定したもので、地方公務員法に規定する分限及び懲戒に関する事項について本条例において規定することを目的としております。 第２条は、地方公務員法において、休職の手続き及び効果については法律に特別の定めがある場合を除き、条例で定めることとしておりますので、本条例において、法定外の休職事由について規定するものでございます。 第３条は、地方公務員法の規定に基づいて降任、免職及び休職処分を行う際に、制度の濫用を防ぐとともに、客観的かつ公正な処分を行うための具体的な手続方法について規定したものでございます。 第４条は、法定及び法定外の休職について、３年を超えることが出来ない旨を規定するなど、休職の効果について規定したものでございます。 第５条は、３年を超えない休職における期間内については、引き続きその３

	年を超えない範囲で更新可能な旨を規定したものでございます。 　第６条は、休職者における身分、服務従事及び給与について規定したものでございます。 　第６条の２は、禁固刑以上で自動失職となる地方公務員法の規定の例外として、職務上の過失によるものかつ刑の執行を猶予された場合に、失職を免れるとともに、執行猶予が取り消された場合にはその日に失職する旨を規定したものでございます。 　第７条は、任命権者が懲戒処分を行う場合の手続きとして、書面交付を行うことを規定したものでございます。 　第８条は、戒告、減給、停職、免職それぞれの懲戒の効果について規定したものでございます。 　第９条は、細目について規則への委任を行うことを規定したものでございます。 　次に、附則でございますが、この条例については公布の日から施行すること、旧条例である職員の分限に関する条例及び職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例については廃止すること、さらにはこの条例の適用前の期間についての経過措置について定めたものでございます。 　以上で、議案第１号の説明を終わります。
○議　　長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございますか。 　　（なしの声あり）
○議　　長	質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
○議　　長	これより討論に入ります。討論ございますか。 　　（なしの声あり）
○議　　長	討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
○議　　長	これより、議案第１号　「中空知広域水道企業団職員の分限及び懲戒に関する条例」を採決いたします。
○議　　長	本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 　　（異議なしの声あり）
○議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
○議　　長	日程第９　議案第２号　「中空知広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

○議　　長	提案理由の説明を求めます。 （川本企業局長挙手）
○議　　長	局長。
○川本企業局長	続きまして、議案第２号「中空知広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。 この条例改正の内容につきましては、本年４月に施行されました地方公務員法の改正により、所要の文言整理を行うものでございます。 第２条につきましては、勤務成績の評定が削除されるとともに、人事評価が規定されたことを併せまして、新たに退職管理が規定されたことにより、人事行政の運営等の状況の公表を行う事項について所要の改正を行うものでございます。なお、附則につきましては、改正地方公務員法の施行期日である平成２８年４月１日に遡及して施行したいとするものでございます。 以上で、議案第２号についての説明を終わります。
○議　　長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございますか。 （なしの声あり）
○議　　長	質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
○議　　長	これより討論に入ります。討論ございますか。 （なしの声あり）
○議　　長	討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
○議　　長	これより、議案第２号　「中空知広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
○議　　長	本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
○議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
○議　　長	日程第１０　認定第１号「平成２７年度中空知広域水道企業団水道事業決算」を議題といたします。

○議　　長	提案理由の説明を求めます。 （企業長挙手）
○議　　長	企業長。
○企　業　長	平成２７年度中空知広域水道企業団水道事業の決算をご認定いただくにあたり、決算書及び審査意見書を提出いたしましたが、審査に先立ちまして本事業決算の大綱をご説明申し上げます。 当水道企業団は平成１８年度の統合より１０年が経過し、この間、末端給水事業への事業変更、料金統一など「安全で安心な水を、安定して安価で提供する」を基本理念に、効率的な事業運営に努めてまいりました。しかしながら、給水人口が年々減少していく中、浄水場施設も平成２年竣工より２５年が経過し、加えて、各構成市町が統合前に布設した配水管は４０年を経過する経年管等が増加してきており、時代は建設から更新へと変遷していると言えます。また全国的には近年、局地的豪雨や台風、想定を超える巨大地震等の自然災害により、水道インフラにまで被害が及ぶ甚大な災害が相次いでおり、とりわけ今年はここ北海道においても連続した台風の影響で、長期にわたる断水を余儀なくされるなど、住民生活に大きな爪痕を残したことは記憶に新しいところであります。 こうした現状を踏まえ、当企業団といたしましては、浄水施設や配水管等の更新計画に基づき、計画的に施設等の更新を進めながら、消費税率の改定などの社会環境の変化にも対応しつつ、引き続き安全で安心な水の供給に努め、地域の社会的インフラとしての責務を担ってまいりたいと考えております。 はじめに、配水量についてでありますが、年間総配水量は、７４５万３，９８３立方メートル、１日平均配水量２万３６６立方メートルとなり、業務の予定量として予算に定めました年間総配水量７４１万８千立方メートルの計画を上回ったところであります。 次に、経理状況について申し上げますと、収益的収支では、収入１６億３，０７５万円、支出１５億８，５６６万円で、収支差引では４，５０９万円の純利益が生じ、前年度繰越利益剰余金５億２，７４２万円と合わせた当年度未処分利益剰余金５億７，２５１万円となったところであります。なお、給水収益の現年度分収納率については、前年度２．６%増の９７．４%となったところであります。 資本的収支では、収入５億４，４１４万円、支出１３億６，１７７万円で、収支差引では、８億１，７６３万円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。 以上、平成２７年度水道事業の決算大綱を申し上げましたが、今後におきましても経営の健全化に努め、水道事業の使命達成に努める所存であります。 なお、決算の詳細につきましては、担当より説明させますので、慎重なご審議をいただき、ご認定いただきますようお願い申し上げます。 （川本企業局長挙手）

○議　　長	局長。
○川本企業局長	平成２７年度中空知広域水道企業団水道事業会計の決算について、ご説明申し上げます。 決算書の１頁、２頁をお開き願います。消費税込みで記載してございます。 収益的収入及び支出の「収入」でございます。 １款　水道事業収益決算額１７億４，３４７万１，９８９円、執行率９８．８％、１項　営業収益　執行率９９．７％、２項　営業外収益　執行率９０．９％でございます。３項　特別利益の収入はございません。 次に「支出」でございます。 １款　水道事業費用決算額１６億５，２８０万９，３８０円、執行率９５．０％、１項　営業費用　執行率９５．２％、２項　営業外費用　執行率９５．１％、３項　特別損失　執行率８８．２％、４項　予備費については、過年度消費税修正確定申告による追加納付分４９万６，７００円を特別損失の過年度損益修正損に充用してございます。 ３頁、４頁をお開き願います。資本的収入及び支出の「収入」でございます。 １款　資本的収入決算額５億４，４１４万１，０７９円、執行率９９．４％、 １項　企業債　執行率９９．０％、２項　出資金　執行率１００．０％、３項　補償金　執行率１０８．３％、４項　分担金の収入はございません。 次に「支出」でございます。 １款　資本的支出決算額１３億６，１７６万９，７６１円、執行率９６．８％でございます。１項　建設改良費　執行率９３．８％、２項　企業債償還金　執行率１００％、３項　予備費の支出はございません。 資本的収入額が資本的支出額に不足する額８億１，７６２万８，６８２円については当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で４，１２５万９，７６０円、過年度分損益勘定留保資金６億４７０万８，１１２円及び当年度分損益勘定留保資金１億７，１６６万８１０円で補填したところでございます。 次に５頁をお開き願います。 損益計算書でありますが、消費税抜きで記載してございます。 １の営業収益でございますが、（１）給水収益から（３）その他の営業収益までを合計いたしまして、１４億７，６７５万７，３６９円、２の営業費用では、（１）議会及び監査費から（８）資産減耗費までを合計いたしまして１４億７，１９３万３，９３６円、営業利益は４８２万３，４３３円でございます。３の営業外収益では、（１）受取利息から（４）雑収益までを合計いたしまして１億５，３９９万９，３６２円、４の営業外費用では、（１）支払利息及び企業債取扱諸費から（３）雑支出までを合計いたしまして１億８８６万６，７０６円、営業外収支の差引で４，５１３万２，６５６円の営業外利益となりました。５の特別利益はございません。６の特別損失では、（１）過年度損益修正損４８６万３，３３９円、総収益から総費用を差し引き４，５０９万２，７５０円が当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金５億２，７４２万３，８８７円を合計いたしまして、当年度未処分利益剰余金は５億７，２５１万６，６３７円となったところでございます。

	次に６頁、７頁をお開き願います。剰余金計算書でございます。 「資本金の部」でございます。自己資本金については、各構成団体からの出資金１億９，１５６万４４２円を受入し、当年度末残高６８億１，２５０万７，０１３円となってございます。 次に「利益剰余金の部」でございます。利益剰余金については、前年度未処分利益剰余金から前年度処分額の３億８，０００万円を積立金として振替し、さらに当年度純利益４，５０９万２，７５０円を増額したところでございます。当年度未処分利益剰余金は５億７，２５１万６，６３７円となったところでございます。 次に、剰余金処分計算書でございますが、処分予定額はございません。 次に８頁、９頁に記載しております貸借対照表については、所定の書式に基づき記載してございますので、お目通し願います。 １０頁をお開き願います。キャッシュ・フロー計算書でございます。こちらも所定の書式に基づき記載してございますので、お目通し願います。 １１頁、１２頁をお開き願います。収益的収入及び支出明細については、消費税抜きで、主なものをご説明いたします。 「収入」でございます。１款、１項、１目　給水収益１３億９，９３０万４，７０８円、収納率は３月末で９７．４１％、５月末で９９．２４％となり、昨年度５月末での収納率９９．２６％とほぼ同水準を確保したところでございます。 ２目　受託工事収益５９６万２，８００円、給水工事の設計・審査手数料などでございます。３目　その他の営業収益７，１４８万９，８６１円、構成３市１町からの下水道料金賦課徴収業務の事務費負担金などでございます。２項、２目　負担金４，０５８万２，０１８円、構成３市１町からの負担金で、企業債借入利息分１，５７４万３，５６９円、水道料金福祉減免補填分２，４７１万５９８円などでございます。 １２頁にはいります。「支出」でございます。１款、１項、２目　原水及び浄水費　２億９，８５８万７，９６８円、浄水場運転管理委託料、維持管理費などでございます。 １３頁をお開き願います。３目　配水及び給水費１億３，７０４万７，７０８円、配水及び給水管の修繕費、各ポンプ場の維持管理費などでございます。４目　受託工事費９０４万６，８１２円、受託工事担当職員の人件費及び工事請負費などでございます。 続きまして１４頁にわたりますが、５目　業務費１億３，５２０万９，９０６円、水道料金の賦課徴収に係る経費として、料金担当職員の人件費、納付書等の印刷代、郵送料、メーター検針委託料などでございます。６目　総係費６，２２３万６７３円、総務担当職員の人件費及び各営業所使用に係る負担金などでございます。 １５頁をお開き願います。８目　資産減耗費４，１７５万７，７４３円、配水管等の除却費でございます。うち解体工事分が１４０万４，０００円でございます。２項、１目　支払利息及び企業債取扱諸費１億９０万２，０４５円企業債償還利息でございます。３項、１目　過年度損益修正損４８６万３，３３９円、債権放棄に伴う水道料金過年度分不納欠損金などでございます。

	１６頁にはいりまして、資本的収入及び支出明細については、消費税込みの金額でご説明申し上げます。 「収入」でございます。１款、１項、１目　企業債３億４，６５０万円、施設整備事業に係る企業債でございます。２項、１目　出資金１億９，１５６万４４２円、構成３市１町からの出資金で、企業債元金分でございます。３項、１目　補償金６０８万６３７円、道路事業関連の配水管布設替に係る補償金でございます。 続きまして、１７頁をお開き願います。「支出」でございます。１款、１項、１目　施設整備費５億３，２３３万３，４２３円、配水管の新設、改良工事費などでございます。２目　量水器費９，５２１万５４０円、検満量水器の取替に伴う委託料、材料費でございます。取り替え台数は、３，８５１台でございます。３目　固定資産取得費２，３６５万７，２４０円、水質検査機器等購入費でございます。 １８頁にはいりまして、２項、１目　企業債償還金７億１，０５６万８，５５８円、元金償還分でございます。３項、１目　予備費の支出はございません。 以下、１９頁については、「出資金及び負担金明細書」、２０頁、２１頁は「固定資産明細書」、２２頁から２７頁については「企業債明細書」、２８頁には「注記表」となってございます。２９頁以降については、「事業報告」を記載してございますので、お目通しを頂きたいと思います。以上、平成２７年度決算の説明とさせて頂きます。 ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
○議　　長	次に監査委員から、決算審査意見書の説明を求めます。 （宮崎監査委員挙手）
○議　　長	宮崎監査委員。
○宮崎監査委員	地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づき審査に付されました「中空知広域水道企業団」の平成２７年度水道事業決算について審査を行ないましたので、お手元の「決算審査意見書」によりご報告申し上げます。審査の対象につきましては、平成２７年度水道事業決算報告書及び財務諸表について審査いたしました。審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますのでお目通し願います。審査の結果につきましては、決算書、財務諸表、附属書類及び関係諸帳簿など照合の結果、正確であり、かつ、予算に対し適正に執行されており、いずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。監査意見でございますが、平成２７年度の決算をみますと、損益計算書において前年度と比べ総収益は２，５３３万５千円、１．５%減の１６億３，０７５万７千円、総費用は１，８１３万７千円、１．１%減の１５億８，５６６万４千円となり、収支は７１９万８千円、１３．８%減の４，５０９万３千円の純利益となったところでありますが、これは収入の根幹であります給水収益が減少し、営業収益が１，７３０万２千円の減、配水及び給水費の工事請負費等の増加により営業費用が５，５８１万３千円の増となりましたが、営業外費用の企

	業債の支払利息が１，４５３万８千円の減、また過年度損益修正損などの特別損失が５，４５９万３千円の減によるものであります。給水原価に対する供給単価の割合、有収水量１立方メートル当たりの料金回収率は前年度と比べ３．１%減の９０．６%となり、その主な原因は昨年８月に発生した空知川河川水のカビ臭の除去費用のほか、施設設備等の工事請負費の増加によるものであります。 　業務実績を前年度と比較すると、年間配水量が２４万７，９７１立方メートル、年間有収水量が７万９，６２８立方メートルそれぞれ減少したものの、有収率は８２．６%で前年度と比較すると１．７ポイント増加しています。 　給水人口の減少等により、年間配水量の増加は厳しい状況にありますが、給水原価が供給単価を上回っている状態が続いており、水資源の有効活用の観点からも引き続き有収率の向上に努められたい。また、水道料金の収入率については３月末の口座振替日及び前年度の不納欠損の影響で大きく増となっているが、引き続き公平性の確保の観点から未収額の早期徴収を図られたい。 　今後、人口減少に伴い、給水収益はさらに減少する一方、資産の老朽化に伴う更新を加速していかなければならない現状にあり、総務省においては投資計画と財政計画を一致させた中長期的な経営の基盤となる経営戦略の策定を要請しており、今後は国の動向を踏まえ、経営改善を積極的に進める必要があります。水道事業は住民生活や地域の諸活動を支える重要な基盤施設であり、災害時においても住民の生命に関わることから、今後も安全で安心な水道水の安定供給に取り組まれることを期待するものであります。 　なお、審査の概要につきましては、２頁以降に記載しているとおりでありますが、２頁には業務の実績、３頁から４頁には予算の執行状況、５から７頁には経営成績、８から１０頁には財政状態、１１頁には建設投資について記載してありますのでお目通し願います。また、１２頁以降につきましては、損益計算資本的収支、貸借対照表の前年度比較表のほか、経営分析及び財務分析の年間別状況を参考資料として記載していますのでお目通しを願いまして説明は省略させていただきます。 　以上申し上げまして、決算審査報告を終わります。
○議　　長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございますか。 　（清水議員挙手）
○議　　長	清水議員。
○清 水 議 員	それでは、監査委員の決算審査意見書が全体を網羅されて、大変ポイントが解る内容でございますので、これを引用した質疑を５点、そして決算書の中身から６点。事前に通告をしてあるのですが、先ほどの監査委員の定期監査報告の中で指摘されたものに対する決算時の対応等について２点ばかり増やして質疑を行いたいと思います。 　まず１点目は、通告してない方からですが、監査委員の方から施行決定書の起案者と検査者が同一であるということが指摘をされておりました。何故そう

	いったことが起きたのか、その要因について伺います。 ２点目は、１立方メートル当たりの給水原価が、供給の原価よりも大きいという割合が９割程度だということで、一般的には供給原価の方が高いということは無いのですが、この収益的収支においては、１１頁で水道事業収益の中の営業収益が税込みで１０億８，９００万、これに対して１２頁の営業費用が１５億４６０万、ここでは原価よりも供給の方が上回っているわけですが、この大きな要因として、１款、１項、３目の事務費負担金、下水道料金の関係の委託で受け入れている収益とされている６，２５６万、これが大変大きいのだろうなと思うわけですが、決算書には、これに見合う費用が支出のところで下水道関係について、まとめて書かれていないので、６，２５６万３千円に対応する下水道関係の原価はどの程度見込んでいるのかについて伺います。 以下は通告どおりに質問いたします。 まず、１点目ですが、決算審査意見書の１頁からですが、給水原価に対する供給単価の割合は、前年度比３．１%減で、主な原因としてあげられているカビ臭について言われておりますが、除去費用額、除去期間、カビ臭の程度と苦情の概要について伺います。 ２点目は、有収率が８２．６%と１．７%改善されました。中期的な改善結果について伺います。 ３点目は７頁で、労働生産性が５%上がった要因は、損益勘定所属職員が１名減で１６名になったことを挙げておりますが、一方、決算書の３０頁から３１頁では職員に関する事項で前年度より１名増になっています。この損益勘定所属職員を１名減にした人員計画の概要について伺います。 ４点目は、８頁の未収金の分析で、過年度分の収入済額が７７，７６２千円と激増しています。この要因について伺います。 ５点目は、１０頁の資金残高が１億５３５万円増で、１３億７，５７９万円となりました。これは、昨年の決算資料の１５年度見込で８，３８４万円減って１１億８，６６０万円になることとの比較では１億８，９１８万円の増になっています。当時の見込みとの差の要因について伺います。 次に決算報告書についてですが、まずは１点目、３頁、４頁目で、不足する額を補填した結果、過年度分損益勘定留保資金は６億４，７０８千円を全額充てたとの理解でよいか。２点目として当年度分損益勘定留保資金１億７１，６６１千円を充てた結果、当年度分はいくら残ったと考えればよいか。 ２点目は、１２頁委託料１億５，６０３万円について、また、１３頁の委託料４，１５７万円など維持管理関係で、主にウォーターエージェンシーなどに施設設備の日常的な維持管理、つまり清掃委託など施設設備に直接関係のないものを除いた委託に従事した人数について委託事業ごとに伺います。 ３点目は１４頁で、委託料３，００６万円は、検針委託が含まれていると思いますが、契約先と金額、検針員の人数について伺います。 ４点目は１７頁、量水器費９，５２１万円。８年という法定年数によって３，８５１台を交換しておりますが、量水器の不具合は、年間何台程度出ているのか。２点目は、不具合の内容と利用者への対応について。３点目は８年の法定のため、毎年約１億円掛かっており、施設整備費が約５億円に対して２割に迫る巨額ということで、量水器の不具合によるデメリットよりも、金額のデメリ

	ットについて、交換の８年を１０年にしていくことで、国に対し事業体としてどう働きかけているか伺います。 ５点目は、量水器取替業務委託料４，１０５万円。これは７社に対し１台あたり１万円強で発注されています。１７頁と３８頁に載っておりますが、１箇所あたりの交換に要する時間は、２人がかりで概ね１時間以内と思われますが、積算根拠、いわゆる入札における設計価格の根拠について伺います。 ６点目は３１頁で、建設改良工事についてで、塩ビ管の接着部分の漏水が多いとのことですが、この点について塩ビ管残りの距離数と概ね何年で替え終えるのか伺います。以上です。
○議　　長	答弁を求めます。 （配野営業課長挙手）
○議　　長	営業課長。
○配野営業課長	ただ今の清水議員のご質問は、営業課に関するものは７点あろうかと思いますが、お答えをしたいと思います。 まず最初に、施行決定に係る起案者と検収者の件ですが、これについては平成２７年度の単純なミスでありまして、平成２８年度からは適正に起案者と検収者を分けて行っているところでございます。 それから２つ目の質問の下水道の事務費負担金に係るご質問でございますが、事務費負担金６，２５６万３千円の基となる経費についてお聞きしたいのかと思います。これにつきましては、水道、下水道の賦課徴収に係る支出の部分で業務費となっております。この業務費は１３頁から１４頁に係る部分の税込み価格１億３，８６８万１，０６９円、このうち対象とならないものを抜いて、細かい内訳は資料の持ち合せが無くて大変申し訳ないのですが、対象外になる部分を抜いて、水道と下水道は、ほぼ５１から５２%が水道、残る部分が下水道との按分率となろうかと思いますが、この按分率で割って下水道の事務費負担金を出しているところであります。なおかつ、これを構成市町に分けてるといった中身でございます。 それから、２０１５年度の決算審査意見書についての人員計画に対するご質問ですが、企業団の職員につきましては、構成市町からの派遣職員、それから、企業団採用職員いわゆるプロパー職員で構成されております。 平成２６年度、それから２７年度の職員数は、年度当初はいずれも２２名でございました。しかしながら２６年度におきましては中途退職者があったため、年度末職員数は２１名となったところでございます。一方、職員に係る人件費につきましては、業務の内容によって関係科目に配分計上しております。今回損益勘定所属職員が１名減となりましたのは、職員採用や人事異動等の影響によるものでございます。なお、今後とも職員体制、予算の執行につきましては適正に対応してまいりたいと考えております。 つづきまして、未収金の分析でございます。これは平成２６年度末に行いました水道料金の債権放棄、不納欠損によるものでございます。これまでは時効

	を迎えて徴収不能になっても、なお債権を保持せざるを得なかったところを、平成２６年度に債権管理条例を施行したことによりまして、一括して平成２６年度末に債権放棄を行った結果、平成２７年度においては過年度に係る調定額そのものが大きく減少し、結果として収納率の引き上げにつながったものでございます。 　つづきまして、資金残高の見込みと、その要因ですが、これにつきましては、平成２７年度予算に対する執行については、１億８，９１８万円の増加となった大きな要因の一つとして、平成２７年度末である平成２８年３月末の暦が影響しております。平成２８年３月２８日が月曜日でありまして、水道料金それから下水道使用料の口座振替の入金消込が３月３１日までに完了したため、主要２行の分が３月中に入金とならなかった平成２６年度と比べ、現金収入約９千万円上回ったものでございます。さらに、未払金など流動資産に影響のある部分もトータルで１億円を超える流動的な現金が３月末に手元に残っていたことが主な要因でございます。これはあくまでも流動資産、流動負債の現金の動きによるものでありまして、予算の段階で、年度末のこうした状況まで反映していなかったため、予算額との乖離が生じた状況でありますのでご理解をいただきたいと思います。 　つづきまして、当年度分の損益勘定留保資金がいくら残ったのかとのご質問であります。資本的収入額が資本的支出額に不足する額８億１，７６２万９千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４，１２６万円、過年度分損益勘定留保資金６億４７０万８千円を全額充てております。足りない部分を当年度分損益勘定留保資金１億７，１６６万１千円で補填しております。よって、補填後の当年度分損益勘定留保資金は５億５，７４５万７千円となっております。 　営業課の最後の質問になりますが、業務費の委託料のご質問ですが、委託料３，００６万円のうち水道メーター検針委託料につきましては２，４７７万円で、契約先の内訳と検針員の人数は、個人検針員１３人で支出額は１，９０５万円になります。事業所は２社で４人になりますが５７２万円、計１７人といったところでございます。以上、営業課に係る回答とさせていただきます。 　　（植村工務課長挙手）
○議　　長	工務課長。
○植村工務課長	私の方から６点についてお答えさせていただきたいと思います。 　まず１点目のカビ臭でございますけれども、滝里ダム周辺、あるいはダム上流から栄養塩類がダムに流入したこと、また、高温が続き降水量が少ない等が原因で藍藻類が異常に増殖し、化学物質である２－ＭＩＢが大量に発生し、カビ臭の原因となっております。除去費用額につきましては、原水及び浄水費の薬品費、活性炭購入費でございますけれども、１，６２５万７，６７２円でございます。除去期間につきましては例年６月上旬から９月下旬頃までカビ臭対策を実施しておりますが、８月１４日頃から滝里ダムサイトにおいて２－ＭＩＢ値が急激に上昇し、９月４日までの１９日間は過去に経験したことのないカビ

	臭に対応したところであります。カビ臭の程度と苦情の概要でありますが、８月１７日に測定した原水の２－ＭＩＢの測定値は滝里ダムで１１５ng/L、浄水場取水地点で２３ng/L、２日後の８月１９日に測定した滝里ダムでの測定値は９８ng/L、浄水場取水地点では過去最大値の４９ng/Lの異常数値となったところであります。浄水における２－ＭＩＢの水質基準は１０ng/Lでありますが、企業団の最大値は８．３ng/Lにとどまり、水質基準を超えることなく供給いたしました。また、２－ＭＩＢは一般的に味・臭気に敏感な方は3ng/Lで感じると言われております。苦情については、８月１７日夕方から８月２１日までの４日間で４８件の苦情がございました。 　つづいて２点目の有収率関係でございますけれども、平成２６年度の８０．９４%から１．６２ポイント上がった要因といたしましては、平成２３年度に管路更新計画に基づき工事をスタートし、老朽管及び漏水多発路線の更新を積極的に進めたこと、また、漏水防止計画についても同様に平成２３年度からスタートし、歌志内地区、奈井江地区を平成２３年度より、滝川地区を平成２６年度より、砂川地区を平成２７年度より漏水調査委託を実施したことにより、結果として、平成２３年度から２６年度までは上がり下がりはありますが、徐々に効果が出てきたものと思っております。参考ではありますが、空知管内１４事業体の平成２６年度の平均有収率は８０．３%、全道平均では８７．５%、全国平均では８４%となっており、全道、全国平均より低く、今後においても更新計画に基づき工事及び漏水調査を積極的に進め、有収率の向上に努めてまいりたいと思っております。 　つづいて３点目の原水及び浄水費、配水及び給水費の委託料関係ですけれども、水道施設維持管理関係の主な委託関係３件についてご説明申し上げます。原水及び浄水関係の浄水場運転管理他業務委託につきましては、運転監視業務、各施設の保守業務、水質検査業務等がありまして、請負金額は１億２，１９０万円、従事した人数は述べ３，２７４人でございます。電気計装設備点検及び保守業務委託につきましては、浄水場、送水、分水施設等の電気設備の点検及び保守業務であります。請負金額は６，６９６千円、従事した述べ人数は７６人でございます。配水及び給水関係の配水施設電気計装点検業務委託につきましては、配水池、流量計、減圧弁等の点検業務でありまして、請負金額は４，３２０千円、従事した述べ人数は４３８人でございます。 　つづいて４点目の量水器の関係ですけれども、検満量水器の量水器取替後の不具合台数ですけれども、過去３年間の平均で申し上げますと８台でございます。不具合の内容と利用者への対応でございますが、内容といたしましては、受信器の液晶表示故障及びメーターコードの断線によるものでございます。利用者への対応につきましては過去３か月平均水量または前年同月の使用水量を基に利用者へ説明し了承を得ております。また、量水器取替にかかる費用が大きく、国に対しどう働きかけているかの質問ですが、水道事業の母体でもあります日本水道協会の総会において、水道メーターは近年の技術進歩により、耐久性、計量精度が向上したこと、また、価格が上昇していることから、水道事業体及び水道使用者への財政負担が増大していることなどの理由から、国に検定有効期間の延長を要望しているところでございます。 　つづいて５点目の量水器取替業務関係ですけれども、委託料４，１０５万円

	の算出根拠でありますが、口径１３㎜から１００㎜までそれぞれあり、その中でも交換台数の多い口径１３㎜と２０㎜で説明いたしますと、取外・取付作業、また、メーター発信器を保護するメーターボックスが埋まっている箇所もあり、堀上作業もあることから、１台当りの平均人数は、普通作業員０．３人工、配管工０．３人工で積算しております。 　最後になりますけれども、建設改良工事関係ですが、継手部が接着工法の塩化ビニール管については、各地区とも昭和４９年以前に布設された口径５０㎜から１５０㎜の塩化ビニールの配水管でありまして、平成２７年度末の延長数は約１３㎞程あります。この管を優先に更新しておりますが、全ての更新は考えておりません。郊外に布設された小口径の配水管については、当時の状況とは変わり、数件の需要者しか使用されていない地区もあり、今後、廃止路線の可能性のある路線は更新を考えておりません。そういった路線については、漏水重要路線として監視してまいりたいと思っております。以上、私からの６点についての回答を終わらせていただきます。
○議　　長	答弁が終わりました。再質疑ございますか。 （清水議員挙手）
○議　　長	清水議員。
○清 水 議 員	決算報告書の損益勘定留保資金で、当年度分は５億５，７４５万７千円が残ったというご答弁でしたが、この数字に一致する数字というのは決算報告書の中のどこかに記載されているのであれば、そこをお伺いしたいと思います。 　また、ただ今の委託料１億５，６０３万円のうち浄水場の運転や水質等について、延べ人数で３，２７４人とご答弁されましたが、これは交代制等もあるので、例えば１日、一人当たりの勤務時間をいくらとして計算したものなのか、また、そういったことを基本に短時間労働者も含めてという３，２７４人なのか、そこをお伺いいたます。 　量水器の不具合について、３年間で不具合が８台。１年当たり３台未満ですよね。３万台以上ある中で、その中で１年間で３台、８年間にしても２４台、３０台にしても１，０００台に１台の不具合というこれぐらい精度の高いもので、８年間といえば、もっと壊れるものだと思っていました。そこで８台の特徴をお伺いしたいのですが、電池が不足するというのが量水器メーカーの言い分だと聞いたのですが、電池が足りなくなってダメになったのは何台だったのかお伺いいたします。また、仮に８台不具合になりましたと、これは結局漏水をするわけでもない、１か月の使用水量の検針の値が正確ではない。利用者さんと企業団との間で話し合いになるということで、大事故が起きるとか、そういった問題ではないと思いますので、この８台について利用者さんと話し合いがつかなかった事例、あるいは非常に混乱した事例等がどの程度起きているのかお伺いをいたします。 　また、量水器取替業務の設計積算についてですが、１台あたり０．３人工というご答弁でした。こういう業務というのは国交省等の労働単価で１万５千円

	とかになると思うのですが、１台当たり４，５００円にプラスαということになるとかと思います。この業務委託で７社に対して１台あたり１万円強ということでやられています。かつて直営でやられていたものが、どの時点で委託になったものなのか。１年間で４千台を替えると。仮に２００日稼働したとして１日に２０台。１日に２０台で０．３人工ということになると、１日当たり６人で、殆どが人件費だと思うのですが、６人とすれば仮に１，０００万で計算したら６，０００万円。５００万円で計算したら３，０００万円ということで、例えば３０年前の量水器の交換の時の大変さと、現状の量水器の交換の大変さというのは違うと思うのですが、当然、土砂に埋まって、水に埋まって掘り返して大変だというようなことが最近は減ってきているということがあるのではないか。そういう点で、この設計金額を見直す、あるいは直営にして費用減を図ると。もちろん業者さんの皆さんはずっと協力していただいている訳ですから、それらの方々に対する配慮は当然必要ですから、例えば５年程度の暫定期間だとか、そんなようなことで、ここで費用を減らすということについて検討されているかどうか、また、検討する考えについてお伺いします。以上です。
○議　　長	答弁を求めます。 （配野営業課長挙手）
○議　　長	営業課長。
○配野営業課長	清水議員の再質問に対してお答えしたいと思います。 私の方からは当年度分の損益勘定留保資金の残額というか補填後の額につきましては５億５，７４５万７千円とう答弁を先ほどさせていただきましたが、この数字が直接決算書に出ているというところはございません。それぞれ決算書に出ている数字ですが、各項目を計算して出てきた数字が当年度損益勘定留保資金ということで、その分の１億７，１６６万１千円を補填したと。残りは５億５，７４５万７千円になったといったような中身でございます。 （植村工務課長挙手）
○議　　長	工務課長。
○植村工務課長	清水議員の再質問ですけれども、まず初めに浄水場の運転管理の業務でございますけれども、それぞれ申し上げますと、業務責任者、副総括、主任、技術員、技能員がございまして、それぞれ携わっている稼働日数でございますけれども、業務責任者で１１０日で１１０人、副総括で１４４日でございます。主任で１２７日、技術員で１，２４０日、技能員で６５３日で、そのトータルが３，２７４人なってございます。 次に検満メーターの取替えでございますけれども、年間の故障が３台程度。これについては性能は非常に以前より良いということで国に働きかけているのはご理解していただいたと思いますけれども、故障の原因は液晶部分で、電

	池切れについては数は少ないと思っております。そして、費用はどうして掛かるのかということですが、先ほども申し上げたのですが、壁に付いているメーターと、地下に入っているメーターがあり、地下に入っているメーターについてはメーターボックスで保護されていまして、そこが土に埋まっている場合があります。それと、以前よりメーターボックスに水が溜まってないだとかと言いますけれども、場所によっては地下水が高いところや、泥が入っているところがあります。そういったことで費用が掛かるということでご理解していただきたいと思っております。それと、直営にしたらにしたらどうなのか、いつからなのかということですが、私も４０数年採用になって以来、直営は経験しておりませんし、今の職員が直営でやるといっても技術的に配管工などそういった資格の問題が出ると思います。そんなことからちょっと無理ではないかと思っております。以上です。
○清 水 議 員	終わります。
○議　　長	他に質疑ございませんか。 （なしの声あり）
○議　　長	これにて質疑を終結いたします。
○議　　長	これより討論に入ります。討論ございますか。 （なしの声あり）
○議　　長	討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
○議　　長	これより、認定第１号 「平成２７年度中空知広域水道企業団水道事業決算」の認定について、採決いたします。
○議　　長	本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。 （なしの声あり）
○議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。
○議　　長	日程第１１　これより、「一般質問」を行いますが、配布いたしておりますプリントの順にしたがって行っていただきます。 なお、質問は一問一答方式で、１５分以内の持ち時間制限により、行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに、要点を簡潔にするようにお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

	（清水議員挙手）
○議　　長	清水議員の発言を許します。清水議員。
○清 水 議 員	それでは通告順に従いまして一般質問を行います。 まず１点目、水道料金ということで、２００９年度に策定された地域水道ビジョンは、「おおむね３～５年程度で計画管理としての評価・見直しの機会を設けます」とされておりますが、現在は国に提出する経営改善計画を優先する方針を表明されています。つまり料金の見直し検討は水道ビジョンであれば３年から５年で２０１４年度には評価の見直しをしようというところが、すでに２年、更に４～５年はかかるのかなと思うのですが、こういう中で水道料金については、特に業務用の基本水量以下の使用者が約半数で、少量使用者からの改善要望が強いと考えます。道内３５市を含む３３事業体での水道料金比較は、一覧表などを作って分析しているかどうか伺います。
	（配野営業課長挙手）
○議　　長	営業課長。
○配野営業課長	ただ今の清水議員の当企業団を含む道内３３事業体の水道料金比較、それから分析についてのご質問ですが、このことにつきましては、公益社団法人日本水道協会が毎年作成しております資料等を参考に、他事業体の料金体系や基本・従量の料金・水量について随時把握をしまして、参考にしているところでございます。以上です。
	（清水議員挙手）
○議　　長	清水議員。
○清 水 議 員	私は、その協会が作成した資料は若干見たことがあるのですが、よく見たことはありません。私個人的に一覧表を作ってみました。私の感じでは協会の表は非常に見ずらいなということで、いろいろと前提があり、例えば基本料金と従量料金。これが合わさっている場合と合わさっていない場合だとか、あるいは家事用と業務用で違う点だとか、水道事業体ごとに様々な前提があるものですから、表記するとなると協会の資料ではなかなか見えてこない部分があるということで私なりに資料を作りながら質問をしたいと思います。そこで水道料金の何を比較するかについていうと、様々な比較の仕方があるし、様々な比較をしないとどちらが高いとか安いとかいえるものではないと思います。そこで私は基本水量以下の使用水量の場合の料金比較。もっといえば一番安い料金。一番少なく使った場合に低い料金はいくらなんだということで比較をしてみました。その結果、家事用では道内３５市か１７９市町村で比較をするとなると私が出来るのはせいぜい３５市ということで、３５市を含む３３事業体の比

	較でやってみたところ、業務用では高い方から５位、家事用でも高い方から５位と確認してよろしいでしょうか。最低料金ということで。 （配野営業課長挙手）
○議　　長	営業課長。
○配野営業課長	ただ今のご質問で清水議員からお話のあったとおり、料金比較をする上では様々な方法があると私どもも考えます。道内事業体の基本料金だけで比較いたしますと、先ほど申し上げました公益社団法人日本水道協会作成の資料による平成２７年４月１日現在の状況といたしましては、家事用が高い順に当企業団は上から６番目、業務用が５番目ということになります。以上です。 （清水議員挙手）
○議　　長	清水議員。
○清 水 議 員	家事用の基本料金の幅は、私が作ってみた資料では夕張市が一番高くて２，３９９円で、一番安いところが函館市で７６７円。３３事業体の中間は１７番目なのですが、これは恵庭市で１，１９０円ということになりまして、当企業団は１，４６０円ですから、恵庭市との差が２７０円なのですが、私はこの２７０円の差は大きな差とはいえないだろうと。ですから当企業団水道料金の大きな問題点ではないと考えますが如何でしょうか。 （配野営業課長挙手）
○議　　長	営業課長。
○配野営業課長	家事用の料金設定についてのご意見をいただきましたが、これまでの議会等でもご説明申し上げておりますとおり、現行料金につきましては、平成１９年６月の水道料金等審議会の答申を経まして、議会のご承認をいただいた上で決定されたものでありますので、私どもといたしましては適正な料金であるというふうに考えているところであります。 （清水議員挙手）
○議　　長	清水議員。
○清 水 議 員	次に業務用ですが、この場合、最高が深川市の４，５７３円で８㎥、最も安いのが函館市で７６７円。函館市の場合は０㎥の時には７６７円。１㎥になると１５８円加算されるので９００円強になる。お茶入れやトイレぐらいで水をあまり使わない一般事務所などは１か月１㎥あれば足りる。そういったところであれば４，５７３円から９００円ぐらいの差は、これは私は非常に大きな差

	だと思うのですが、当企業団は１５㎥で、それ以内ならどんなに少なくても３，６７２円ということで、この場合の差は同じく１７番目の伊達市の２，０００円より１，６７２円高い。やはり、小さな事務所経営されている或いは私が直接お聞きしたのが洋服のリフォームをされているお店で、水はトイレとお茶ぐらいしか使わなく、少額の売り上げの中から１，６７２円というのは非常に大きな差だなと思いますが、そういった基本水量以下の使用者が全業務用の約半分だということを考えると、この料金は我が水道企業団にとって最低料金という点で大きな問題点と考えますが如何でしょうか。 （配野営業課長挙手）
○議　　長	営業課長。
○配野営業課長	清水議員のご質問にお答えいたしますが、先ほども家事用の料金も含めまして、いくら以上が問題があって、いくら以下が問題が無いというのは非常に難しいところだと思います。この業務用につきましても、先ほど申し上げましたとおり、同じように家事用料金を決めた時期ですが、水道料金等審議会の答申を経て、議会の承認をいただいた上で決定されたものであると考えております。よって企業団といたしましては、この料金につきましても適正な料金であると考えているところでございます。 （清水議員挙手）
○議　　長	清水議員。
○清 水 議 員	これはですね、先ほども言いましたように、２００９年度の水道ビジョンの時の審議会を経て決めた適正な料金というのは、２０１４年度で賞味期限が切れているのですよ。それを基に適正だというのは、ちょっと言い過ぎなのではないかなと。やはり、見直しをしなければならない時期を過ぎている訳ですから、もう少し現行料金に対して考えるべきだなというふうな答弁を期待しておりましたが、大変残念ですが、私の提案ということでこういったことを参考に分析を進めていただきたいなと思います。 次に移りますが、水道料金の検針の２か月間への移行ということですが、実はこの分析をしていたところ、私は存じなかったのですが、道内３３事業体中、通告の時点では９市だと思っていたのですが、実は１３市が２か月間に１回の検針をしています。検針が２か月に１回で出てくるメリットというのは、当然検針の費用が減ると。デメリットは何かというと２か月分いっぺんに請求されると困るということ。あるいは検針時に異常が生じ、異常な水量が出てて大きな請求料金になってしまう。これが１か月で分かるか２か月目で分かるかによっては、これはデメリットになる。しかし、色んな事があるが、ここでいうと大きなところは殆ど２か月に１回の検針。赤平市も２か月です。ただ、検針は２か月に１回だけど請求は１か月ごとにやるとか、色んな工夫はしているようです。そういう点で経費節減効果と、利用者の利便性・負担感などを仮に２か

	月に１回とした場合にどのように考えるのか伺います。 （配野営業課長挙手）
○議　　長	営業課長。
○配野営業課長	清水議員の検針についてのご質問ですが、当企業団の水道メーターの検針につきましては毎月１回、地区ごとに検針日を設定し担当検針員が検針してございます。ご質問のありました検針回数を２か月に１回とした場合の経費削減効果についてですが、コスト面だけを考えれば確かに検針回数を減らすことによって、コスト削減につながるものと考えてございます。しかしながら企業団といたしましては毎月検針によりまして、漏水の早期発見、早期対応に努めているところであり、検針員との連携によりまして、地域住民皆さんの安心・安全に寄与しているものと考えているところでございます。このことは、単純にコスト面だけでは推し測れない大きなメリットというふうに考えておりまして、当企業団では毎月検針の方法を採用しているところでございますのでご理解いただきたいと思います。 （清水議員挙手）
○議　　長	清水議員。
○清 水 議 員	安心安全ということを考えると、検針は２か月に１回よりも１か月に１回の方が良いと。それはよく解ります。一方で、水道料金は適正に安い方が良いわけで、ですから道内１３市もやってますから、人口でいうと札幌、旭川、函館でおそらく８割近いものになると思います。この実態を踏まえて、こういったことについても検討していくお考えについて、企業長のお考えを伺います。 （企業長挙手）
○議　　長	企業長。
○企　業　長	ただ今の清水議員のご質問でございますけれども、確かにメリットは検針回数を減らすということによって経費が削減されるメリットがあろうかと思います。しかしながらデメリットの方も多々考えられると清水議員もおっしゃていられますし、ただ今お答えしたとおりでございます。また、請求は２か月分になるというのは多額に感じると思われますので、それをどう２か月分を割っていけるかということも研究させていただければと思いますが、市民の負担感を感じない、そして適正に安い単価で供給するためにはどうすべきかということで、ご提言を頂いたものと考えて一つの検討課題とさせていただきますが、当分の間はこの状態で続けていくとお答えさせていただきます。以上です。
○清 水 議 員	終わります。

○議　　長	以上をもちまして、清水議員の質問を終了いたします。
○議　　長	これをもちまして、一般質問を終了いたします。
○議　　長	以上もちまして、今定例会に付議されました日程は全て終了いたしました。 これをもちまして、平成２８年第２回中空知広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。 大変ご苦労様でした。

閉会午後３時０８分

上記会議録の顛末は誤りがないので、ここに署名する。

中空知広域水道企業団議会　議長

中空知広域水道企業団議会　議員

中空知広域水道企業団議会　議員